

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(令和3年茂原市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(別記第2号様式)により、認定しないときはその旨を書面により当該認定を申請したものに通知するものとする。

(周辺関係者への事前説明等)

第3条 条例第3条第6項の規則で定める周辺関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 特定事業場から100メートルの区域内に居住する者
- (2) 特定事業場の存する地区の区長又は自治会長

2 条例第3条第6項に規定する事前説明は、説明会の開催によるものとする。

3 事業者(特定事業を行う者に限る。次項において同じ。)は、周辺関係者に対して前項の説明会の開催の周知に特に努めなければならない。

4 事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成するものとする。

(安全基準)

第4条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(許可の適用除外)

第5条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、第2条第1項各号に掲げる者とする。

第6条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業
- (2) 自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業
- (3) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- (5) 自己の居住の用に供する住宅を建設するために行う事業

(許可の適用除外届出)

第7条 条例第9条各号に掲げる特定事業を行おうとする者は、特定事業許可適用除外届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事前協議)

第8条 条例第10条に規定する協議は、特定事業者が条例第9条の規定により許可を受けようとする場合は特定事業計画書(別記第4号様式)に、条例第16条第1項の規定により許可を受けようとする場合は特定事業変更計画書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類及び図面(条例第16条第1項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。)を添えて、市長に正副各1部提出することにより行わなければならない。

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 特定事業区域の実測求積図
- (3) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
- (4) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの(特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。)
- (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図
- (9) 放流先水路の流域図及び断面図
- (10) 流量計算書
- (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類
- (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (13) 住民説明会の計画書
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 市長は、条例第10条に規定する協議が、当該協議を開始した日から1年を経過しても成立しないときは、当該協議を終了するものとする。

3 市長は、条例第10条に規定する協議が成立したときは、特定事業事前協議済書(別記第6号様式)を当該協議を行った特定事業者に交付するものとする。

4 特定事業事前協議済書の有効期間は、1年間とする。

(説明会の開催等)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める周辺関係者は、第3条第1項各号に掲げる者とする。

2 条例第11条第1項及び第2項の規則で定める事項(条例第16条第1項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者の氏名、住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(以下「名称等」という。))及び連絡先並びに申請の担当者の氏名及び連絡先
- (2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造(当該申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造)
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量
- (6) 跡地利用計画
- (7) 調整池の構造
- (8) 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項
- (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

(10) 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項

(11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、条例第11条第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺関係者の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺関係者並びに条例第12条第1項の同意及び第2項の承諾を得なければならない者に対し書面の配付その他適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成し、市長に報告するものとする。

5 条例第11条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

6 条例第11条第2項の規則で定める方法は、周辺関係者に対して、第2項に掲げる事項を記載した書面を配付又は送付する方法とする。

(特定事業に対する同意等)

第10条 条例第12条第1項(条例第16条第1項及び条例第28条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内(一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内)の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。

2 条例第12条第1項の規定による同意は、特定事業区域内(特定事業場内)施工同意書(別記第7号様式)及び特定事業区域外土地使用同意書(別記第8号様式)によらなければならない。

3 条例第12条第2項(条例第16条第1項及び条例第28条第1項において準用する場合を含む。)の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、近傍土地所有者承諾書(別記第9号様式)によらなければならない。

4 前項の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、特定事業区域から20メートル以内の土地の所有者から得るものとする。

5 条例第12条第2項(条例第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定による周辺の住民の承諾は、周辺住民承諾書(別記第10号様式)及び世帯数調査書(別記第11号様式)によらなければならない。

6 前項の規定による周辺の住民の承諾は、特定事業場から100メートル以内の区域に居住する世帯の10分の9以上の世帯主から得るものとする。

7 条例第12条第4項(条例第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定による区又は自治会の承諾は、区・自治会承諾書(別記第12号様式)によらなければならない。

8 条例第12条第6項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

(許可の申請)

第11条 条例第13条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(別記第13号様式)とする。

2 条例第13条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)にあっては、市町村長が発行した証明書。以下同じ。))及び印鑑登録証明書(法人(認可地縁団体を除く。)にあっては、代表者の印鑑の証明書であって登記所が発行したもの。以下同じ。)

(2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからソまでに該当しない者であることの誓約書(別記第14号様式)

(3) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書(別記第15号様式)

(4) 申請者が法人である場合は、その役員(条例第15条第1項第1号ウに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し

(5) 申請者が法人であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの(以下「株主等」という。)がある場合は、当

該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）

- (6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類
- (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類
- (8) 申請者に次条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し
- (9) 申請者が条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び第4号から第8号までに掲げる書類
- (10) 請負契約等により特定事業を行う者がある場合は、当該請負契約等に係る書類の写し
- (11) 現場責任者選任書（別記第16号様式）、当該現場責任者の住民票の写し、当該現場責任者が条例第15条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書（別記第17号様式）及び当該現場責任者に係る第7号から第9号までに掲げる書類
- (12) 条例第13条第1項第5号に規定する下請事業者（以下「下請事業者」という。）がある場合は、下請事業者選任書（別記第18号様式）、当該下請事業者の住民票の写し（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書）並びに当該下請事業者に係る第2号及び第4号から第9号までに掲げる書類
- (13) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (14) 特定事業区域の実測求積図
- (15) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
- (16) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (17) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (18) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (19) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）
- (20) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書
- (21) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (22) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (23) 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面
- (24) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第19号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第20号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。以下同じ。）
- (25) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (26) 特定事業区域の排水計画図
- (27) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
- (28) 農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し
- (29) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類
- (30) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し

- (31) 条例第15条第1項第14号の境界に係る境界確定図の写し
 - (32) 条例第11条第1項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書（別記第21号様式）
 - (33) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書
 - (34) 近傍土地所有者承諾書
 - (35) 周辺住民承諾書及び世帯数調査書
 - (36) 区・自治会承諾書
 - (37) 条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、協定書の写し
 - (38) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第13条第1項第12号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者が法人である場合は、その役員の氏名、住所、生年月日及び性別（以下「氏名等」という。）並びに役職名又は呼称
 - (2) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の氏名等（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の名称等）、当該法人の発行済株式の総数、当該株主等が保有する株式の数及び当該法人の発行済株式の総数に対する当該株主等が保有する株式の数の割合又は当該法人の出資の総額、当該株主等の出資の額及び当該法人の出資の総額に対する当該株主等の出資の額の割合
 - (3) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第1号及び第2号に掲げる事項
 - (4) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第1号及び第2号に掲げる事項
 - (5) 申請者に次条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称
 - (6) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等）及び第1号から前号までに掲げる事項
 - (7) 現場責任者に係る第4号から前号までに掲げる事項
 - (8) 下請事業者がある場合は、当該下請事業者に係る第1号から第6号までに掲げる事項
- 4 条例第13条第2項に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書（別記第22号様式）とする。
- 5 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第12号までに掲げる書類
 - (2) 第2項第13号から第30号まで（第16号及び第24号を除く。）に掲げる書類及び図面
 - (3) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図
 - (5) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、第2項第24号に掲げる書類及び図面
 - (6) 条例第15条第2項第5号の境界に係る境界確定図の写し
 - (7) 第2項第32号から第37号までに掲げる書類（第33号の特定事業区域外土地使用同意書を除く。）
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第13条第2項第7号の規則で定める事項は、第3項各号に定めるものとする。
- 7 第2項第24号及び第5項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該特定事業区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
 - (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれ採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。
 - (3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(使用人)

第12条 条例第15条第1項第1号コ及びシに規定する規則で定める使用人は、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(構造上の基準)

第13条 条例第15条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第15条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第14条 条例第15条第3項の規則で定めるものは、別表第2第1項から第21項に掲げる行為とする。

(許可等の決定)

第15条 市長は、条例第13条の規定による許可の申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可（不許可）決定通知書（別記第23号様式）により当該許可を申請した特定事業者へに通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

第16条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（当該申請者の変更を伴わない場合に限る。）
- (2) 申請者の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）若しくは第11条第3項第1号から第5号までに掲げる事項の変更（当該法定代理人の変更を伴わない場合に限る。）
- (3) 特定事業区域を除く特定事業場の位置又は面積の変更（条例第12条第1項の同意を得るべき者及び同条第2項の承諾を得るべき周辺の住民が新たに増えない場合（一時堆積特定事業にあつては、特定事業場の土地の所有者が新たに増えない場合を含む。）に限る。）
- (4) 現場責任者の氏名又は職名の変更（変更後の現場責任者が条例第15条第1項第4号本文に適合する者である場合に限る。）
- (5) 現場事務所の位置の変更
- (6) 下請事業者の氏名又は住所（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（変更後の下請事業者が条例第15条第1項第5号に適合する者である場合に限る。）
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等を減量する場合に限る。）
- (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更（条例第15条第1項第10号及び第11号に適合している場合に限る。）
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
- (10) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）
- (11) 第11条第3項各号（第6号を除く。）に掲げる事項の変更

2 条例第16条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第24号様式）とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める書類及び図面は、次の各号（第11号（一時堆積特定事業の場合は、第10号及び第14号の特定事業区域外土地使用同意書）を除く。）に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- (2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからソまでに該当しない者であることの誓約書
- (3) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書
- (4) 申請者が法人である場合は、その役員住民票の写し
- (5) 申請者が法人であつて、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）
- (6) 申請者が法人であつて、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他

の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類

- (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類
- (8) 申請者に第12条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し
- (9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び第4号から第8号までに掲げる書類
- (10) 第11条第2項第13号から第31号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- (11) 第11条第5項第2号から第5号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- (12) 条例第16条第1項において準用する条例第11条第1項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書
- (13) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書
- (14) 近傍土地所有者承諾書
- (15) 周辺住民承諾書及び世帯数調査書
- (16) 区・自治会承諾書
- (17) 条例第16条第1項において準用する条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し
- (18) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 前条の規定は、条例第16条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「条例第13条」とあるのは「条例第16条第1項」と、「特定事業許可（不許可）決定通知書（別記第23号様式）」とあるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（別記第25号様式）」と読み替えるものとする。

5 条例第16条第3項第3号の規則で定める事項は、第11条第3項第1号から第6号までに定めるものとする。

6 条例第16条第8項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（別記第26号様式）を提出して行わなければならない。ただし、第1項第11号に掲げる事項及び法定代理人に係る第11条第3項第1号から第5号までに掲げる事項で市長が定める特に軽微なものの変更については、この限りでない。

（特定事業の着手の届出）

第17条 条例第19条の規定による届出は、特定事業着手届（別記第27号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第18条 条例第20条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第20条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第29号様式）とする。

3 条例第20条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、発生元土砂等検査試料採取計画書に基づき採取された土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

4 前項の土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第20条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第30号様式）とする。

（土砂等管理台帳）

第19条 条例第21条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第31号様式）によるものとする。

2 条例第21条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可特定事業者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可の番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可の期間

- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
 - (6) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先
 - (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
 - (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
 - (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称
- 3 条例第21条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（別記第32号様式）によるものとする。
- 4 条例第21条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
 - (2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量
- 5 条例第21条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 6 条例第33条の規則で定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。
- 7 前項の電磁的記録の保存は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- (1) 作成された電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 8 許可特定事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。
- （土砂等の量等の報告）

第20条 条例第21条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第25条第3項、条例第26条第3項又は条例第27条第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記第33号様式）（当該特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業状況報告書（別記第34号様式））を提出して行わなければならない。

（地質検査等の報告等）

第21条 条例第22条第1項の地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を一の区域として行うこと。ただし、市長が必要と認めるときは、特定事業区域を2以上の区域に区分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、特定事業区域（前号ただし書の規定により特定事業区域を区分した場合にあっては、当該区分した区域）の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、前号の5地点それぞれにおいて等量とし、採取後、混合し1試料とすること。ただし、第1号ただし書の規定により特定事業区域を区分した場合にあっては、区分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。

- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第22条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、前項に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査は省略することができる。
- 3 条例第22条第1項の水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第25条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第22条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第22条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1月以内（条例第25条第3項の規定による廃止の届出、条例第26条第3項の規定による完了の届出又は条例第27条第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（別記第35号様式）に次に掲げる書類及び図面を添えて、これを行わなければならない。
- (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真
 - (2) 第1項又は第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
 - (3) 第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記第36号様式。環境計量士の発行したものに限る。）
- (標識)

第22条 条例第24条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（別記第37号様式）とする。

- 2 条例第24条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
 - (2) 特定事業の目的
 - (3) 特定事業区域の所在地
 - (4) 許可特定事業者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
 - (5) 特定事業の許可の期間
 - (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
 - (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
 - (8) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先
 - (9) 下請事業者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
 - (10) 特定事業場及び特定事業区域の見取図
- 3 条例第24条第2項に規定する表示は、旗、杭等の設置によるものとする。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第23条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（別記第38号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 特定事業の許可の期間
 - (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
 - (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
 - (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
 - (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積
- 3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記第39号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第24条 条例第26条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第40号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第41号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の終了に係る届出）

第25条 条例第27条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届（別記第42号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第27条第3項の規定による届出は、特定事業終了届（別記第43号様式）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第26条 条例第28条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記第44号様式）とする。

2 条例第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- (2) 申請者が条例第28条第4項において準用する条例第15条第1項第1号アからソまでに該当しない者であることの誓約書
- (3) 申請者が特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の土地の所有者である場合は、土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書
- (4) 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）
- (6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類
- (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類
- (8) 申請者に第12条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し
- (9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人で

ある場合は、当該法定代理人の登記事項証明書) 及び第4号から第8号までに掲げる書類

- (10) 譲受けに伴い新たな特定事業の請負契約等がある場合は、当該請負契約等に係る書類の写し
 - (11) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、当該現場責任者に係る現場責任者選任書、当該現場責任者の住民票の写し、当該現場責任者が条例第15条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書及び当該現場責任者に係る第7号から第9号までに掲げる書類
 - (12) 譲受けに伴う新たな下請事業者がある場合は、当該下請事業者に係る下請事業者選任書、当該下請事業者の住民票の写し(当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書)並びに当該下請事業者に係る第2号及び第4号から第9号までに掲げる書類
 - (13) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - (14) 特定事業区域内(特定事業場内)施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書(特定事業区域外土地使用同意書にあっては、譲り受ける特定事業が一時堆積特定事業である場合を除く。)
 - (15) 近傍土地所有者承諾書
 - (16) 条例第28条第1項において準用する条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し
 - (17) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第28条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
 - (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
 - (3) 特定事業区域の位置
 - (4) 申請者が法人である場合は、その役員の名等並びに役職名又は呼称
 - (5) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の氏名等(当該株主等が法人である場合は、当該株主等の名称等)、当該法人の発行済株式の総数、当該株主等が保有する株式の数及び当該法人の発行済株式の総数に対する当該株主等が保有する株式の数の割合又は当該法人の出資の総額、当該株主等の出資の額及び当該法人の出資の総額に対する当該株主等の出資の額の割合
 - (6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第4号及び第5号に掲げる事項
 - (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第4号及び第5号に掲げる事項
 - (8) 申請者に第12条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称
 - (9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等(当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等)及び第4号から前号までに掲げる事項
 - (10) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、当該現場責任者の氏名及び職名並びに当該現場責任者に係る第7号から第9号までに掲げる事項
 - (11) 譲受けに伴う新たな下請事業者がある場合は、当該下請事業者の氏名及び住所(当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の名称等)並びに当該下請事業者に係る第4号から第8号までに掲げる事項
 - (12) 譲受けの理由
(譲受け許可等の決定)

第27条 市長は、条例第28条第1項の許可申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(別記第45号様式)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(相続等の届出)

第28条 条例第29条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届(別記第46号様式)を提出して行わなければならない。

(措置命令)

第29条 条例第30条及び第32条に規定する措置命令は、措置命令書(別記第47号様式)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第30条 条例第31条第1項の規定による許可の取消しは、特定事業許可取消通知書（別記第48号様式）により、停止命令は、停止命令書（別記第49号様式）により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第31条 条例第35条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第50号様式）とする。

（措置命令違反者等の公表）

第32条 条例第36条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2） 違反等の事実
- （3） 土砂等の埋立て等を行った場所
- （4） 土砂等の埋立て等を行った期間
- （5） 土砂等の埋立て等を行った面積

2 条例第36条の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

（電磁的記録）

第33条 条例第41条第4号及び第42条第3号の規則で定める電磁的記録は、第19条第6項及び第7項の規定によるものとする。

（補則）

第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止）

2 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年茂原市規則第10号。以下「廃止前の規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

4 この規則を施行するために必要な手続きは、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年5月25日茂原市規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第2の10の項に掲げる行為とみなす。

附 則（令和6年12月2日茂原市規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定に基づき行われた申請、届出その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項及び第2項、第11条第7項、第18条第4項、第21条第1項）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「告示」という。）別表に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	

チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること。	地盤工学会基準JGS0211-2009「土懸濁液のpH試験方法」に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るもの（水素イオン濃度を除く。）にあつては、告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 六価クロムの項目について、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合は、規格K0170-7の7に定める操作を行うものとする。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第10条第8項、第11条第2項、第14条）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 5 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 6 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 8 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 9 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 11 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 12 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 13 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 15 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 18 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 19 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 20 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 21 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 22 許認可土砂による特定事業であって、特定事業区域の面積が1,000平方メートル未満の場合は、宅地分譲を目的に行う行為であって、その高さが前面道路から50センチメートル未満の事業又は特定事業区域の面積が1,000平方メートル以上の場合は、茂原市宅地開発指導要綱（令和3年茂原市告示第164号）に基づく市長の同意を得た事業

別表第3（第13条第1項）

特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業区域の地盤が滑りやすい土質の層があるとき、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合は、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ（特定事業により生じた法面（既存の法面がある場合は、当該既存の法面を含む。）の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端（既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端））と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは法面がある場合は当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、当該既存の法面を含む。以下この表において同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該特定事業の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	特定事業の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合 安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（特定事業の高さが5メートル以下の場合、1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- 5 特定事業の高さが5メートル以上である場合は、法面の途中に特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 9 既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。

別表第4（第13条第2項）

一時堆積特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

1,000平方メートル未満	2メートル以上
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3メートル以上
2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	4メートル以上

- 2 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設部分を除く。以下この表において同じ。）の最下部と最上部の高低差をいう。）が、5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積による法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- 4 既存の法面又は擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の法面又は擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。